

地区計画ガイド 広岡3丁目地区

名 称		広岡3丁目地区 地区計画				
位 置		金沢市広岡3丁目の一部				
面 積		約 4.9 ha				
保 全 に 関 す る 方 針 及 び	地 区 計 画 の 目 標	本地区は、JR金沢駅港口（西口）に近接した商業・業務を中心とした地区であり、魅力ある商業業務地の形成を図るため、都心にふさわしい建築物の立地を促進し、金沢らしい景観の創出と緑豊かな都市空間の形成を目指す。				
	土 地 利 用 の 方 針	金沢の西の玄関口として、商業業務地区を主体とした魅力ある土地利用を図る。また、幅員約12.0mの道路を配置し、車両アクセスの主要動線の確保に努める。				
	建 築 物 等 の 整 備 方 針	地区計画の目標及び土地利用の方針に基づき、魅力ある街区の形成が図られるよう、建築物等の用途の制限、壁面の位置の制限、建築物等の形態又は色彩その他の意匠の制限及び垣又は柵の構造の制限を行う。				
地 区 整 備 計 画	配 置 及 び 規 模 の 道 路	名 称	幅 員	延 長	備 考	
		区画道路1号	12.0m	約210m	新 設	
	建 築 物 等 に 関 する 事 項	用 建 途 築 の 物 制 等 限 の	次に掲げる建築物等を建築してはならない。 ----- ○ 畜舎 ○ サイロ ○ 住宅（専用住宅、兼用住宅、併用住宅及び長屋） ○ 神社、寺院、教会その他これらに類するもの ○ 自動車教習所 ○ 射的場、勝馬投票券発売所、場外車券売場その他これらに類するもの ○ カラオケボックス（コンテナに類する形状のものに限る。） ○ 風俗営業等の規制及び業務の適正化等に関する法律第2条第1項各号に掲げる営業の用に供する建築物 ○ 風俗営業等の規制及び業務の適正化等に関する法律第2条第6項第3号から第5号までに掲げる営業の用に供する建築物			
		置 壁 の 面 制 限 位	1 建築物の外壁又はこれに代わる柱の面（以下「壁面等」という。）から道路境界線までの距離の最低限度は、1.0mとする。 2 前項の規定は、道路の上空に設けられる横断歩道橋又は渡り廊下と接続する通行の用に供する部分については、適用しない。			
色 建 彩 築 そ の 物 他 の 等 意 匠 の 形 匠 の 態 又 限 是 は	1 建築物の外壁の色は、マンセル表色系で別表に掲げるものとし、周囲の景観と調和したものとする。 2 建築物の屋根の色は、マンセル表色系で別表に掲げるものとし、周囲の景観と調和したものとする。 3 広告物は、色彩、装飾、大きさ等により美観風致を損なわず、景観形成上支障のないもので、次に該当するものとする。 (1) 建築物等の屋根面及び屋上に設置しない。 (2) 突出広告は地盤面からの最低高が3.0m以上で、壁面からの突出幅が1.0m以内とする。					

地区整備計画	建築物等に関する事項	垣造の制限の	<p>道路に面して垣又は柵を設ける場合（壁面後退区域（壁面の位置の制限として定められた限度に係る線と当該道路境界線との間の敷地の区域をいう。）外に設ける場合を除く。）は、次の各号のいずれかに該当するものとする。</p> <p>(1) 生け垣、植栽又は高さが1.8m以下の透過性のフェンス</p> <p>(2) レンガ、タイル、ブロック、石等によるもので高さが0.6m以下のもの</p> <p>(3) 前号に掲げるものと生け垣、植栽又は透過性のフェンスとを組み合わせたもの（透過性のフェンスと組み合わせたものについては、高さが1.8m以下のものに限る。）</p>
--------	------------	--------	--

● 広岡3丁目地区 地区計画は、平成27年6月22日に都市計画決定しました。

別表

外壁

色 彩	マンセル値		
	色 相	明 度	彩 度
白	N	9以上	—
グレー等	N	4～8	—
	その他	4～8	1以下
茶等	R	3～6	3以下
		7～8	2以下
	2.5YR、5YR	3～8	4以下
	7.5YR、10YR	4～6	6以下
		3, 7～8	4以下
	2.5Y、5Y	3～8	4以下
	7.5Y、10Y	3～8	2以下
落ち着いた色調	N、R、YR、Y	グレー、茶等を参考	
	その他	4～6	2以下

屋根

色 彩	マンセル値		
	色 相	明 度	彩 度
黒	N	3以下	—
	その他	3以下	1以下
グレー	N	4～7	—
茶	5R	4以下	3以下
	YR	6以下	4以下
濃茶	5YR	4以下	3以下
濃緑	2.5G	3以下	2以下
濃紺	2.5B	3以下	2以下

※表は JIS Z8721 によるマンセル値